

## 第774回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和6年4月9日（火）11時00分～

2. 場所 横浜税関 本関 7F 大会議室

**【議題】**「特例申告納期限延長に係る担保の取扱いの緩和」  
（業務部 裏辻 認定事業者管理官）

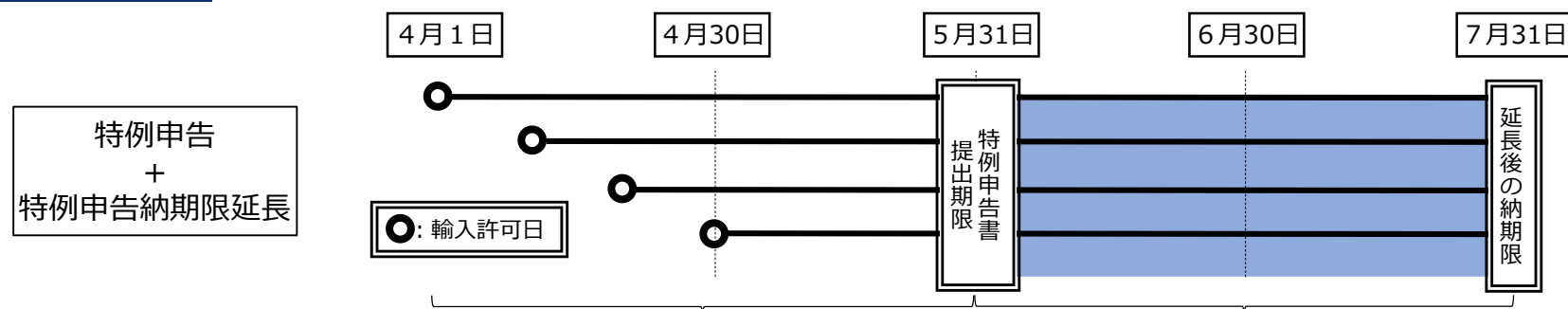
3. 事務局からの連絡事項等

・次回第775回通関協議会は、5月14日（火）11：00の開催を予定しています。場所は、未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

## 改正の概要

- 特例輸入者については、その承認や事後監査等の際に税関が財務状況の確認を行っていることから、特例申告に係る担保の取扱いと同様に、特例申告納期限延長に係る担保も必要担保から保全担保に緩和することとする。
- 関税と同様に、内国消費税及び地方消費税に関する同担保についても、必要担保から保全担保に緩和する。

### 特例輸入者



現行制度

保全担保

必要担保

改正後

保全担保

緩和により  
保全担保化

Q 特例延納に係る担保の提供を求められることとなる要件は？

A 現行の特例申告に係る担保の提供を求めることとなる要件と同一で検討しております。

Q 本改正はいつから施行されるのか？

A 2024年10月1日から施行予定です。

Q 特例委託輸入者が行う特例延納も本改正の対象となるか？

A 本改正は特例輸入者のみを対象としたものとなります。

※特例委託輸入者は、特例輸入者とは異なり資質や財務状況に係る税関の確認等を経ず、租税債権の徴収確保の観点から、緩和が差し支えないとは言い難い。

Q 特例輸入者が行う通常申告の納期限延長も本改正の対象となるか？

A 本改正は特例申告のみを対象としたものとなります。